

令和6年度 公文書開示（6月決定分）

| 月整理番号 | 請求年月日 | 決定年月日 | 公文書の件名 | 総枚数 | 決定区分 | | | | (根拠規定) 条例7条 | | | | | | | | | 不開示理由等 | 所管局部課等 | | |
|-------|---------|---------|---|-----|------|------|-----|-----|-------------|----|----|----|----|----|----|----|----|--------|--------|--|------------|
| | | | | | 開示 | 一部開示 | 不開示 | 不存在 | 存否応答拒否 | 1号 | 2号 | 3号 | 4号 | 5号 | 6号 | 7号 | 8号 | | | 9号 | |
| 1 | R6.4.5 | R6.6.4 | 令和4年度第7回政策企画局指名業者等選定委員会及び第6回指名業者等選定委員会小委員会の開催結果について | 9 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 総務部企画計理課 | |
| 2 | R6.4.5 | R6.6.4 | (1) 令和4年度第7回政策企画局指名業者等選定委員会及び第6回政策企画局指名業者等選定委員会小委員会の開催について (2) 令和4年度第23回政策企画局指名業者等選定委員会及び第24回小委員会の開催について (3) 令和4年度第23回政策企画局指名業者等選定委員会及び第24回小委員会の開催結果について | 169 | 1 | | | | | | 1 | | | | 1 | | | | | (7条3号) 法人に関する情報であって、公にすることにより、法人の事業運営が損なわれると認められるため。 (7条6号) 具体案件の選定過程を公表にすることで、都の裁量に対して選定方法への異議・要望等、今後の選定過程における意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあり、他案件にも影響があるため。 | 総務部企画計理課 |
| 3 | R6.4.5 | R6.6.4 | (1) 3生総第1741号_審査結果通知（都庁総合ホームページのCMS保守・運用委託） (2) 4政総第194号_政策企画局指名業者等選定委員会審議結果通知書（都庁総合ホームページへのAI自動翻訳機能導入・運用委託） | 2 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 戦略広報部戦略広報課 | |
| 4 | R6.4.5 | R6.6.4 | (1) 31生広第1618号都庁総合ホームページのCMS保守・運用委託 (2) 令和3年1月15日付2生広第1439号都庁総合ホームページのCMS保守・運用委託（起案） (3) 令和4年1月17日付3生広第1448号都庁総合ホームページのCMS保守・運用委託（起案） (4) 令和4年6月22日付4政戦広第511号都庁総合ホームページへのAI自動翻訳機能導入・運用委託（起案） (5) 令和5年2月2日付4政戦広第1307号令和5年度都庁総合ホームページのCMS及び自動翻訳機能保守・運用委託（起案） (6) 4政総第760号_政策企画局指名業者等選定委員会審議結果通知書（令和5年度都庁総合ホームページ自動翻訳機能保守・運用委託） (7) 令和6年2月2日付5政戦広第1430号令和6年度都庁総合ホームページのCMS及び自動翻訳機能保守・運用委託（起案） (8) 月次定期保守実施報告書 | 328 | 1 | | | | | | 1 | | | | 1 | | | | | (7条2号) 個人に関する情報であり、特定の個人を識別できるため。 (7条6号) 公にすることにより、今後の契約に際し、予定価格及び契約目途額が類推され、契約事務における公正性及び競争性の確保に支障を及ぼすおそれがあるため。 | 戦略広報部戦略広報課 |
| 5 | R6.4.5 | R6.6.4 | 「平成27年度都庁総合ホームページ（日本語版）のデザインリニューアル及びCMS構築等運用業務委託」の事業担当課起案から契約締結までの文書及び「平成30年度都庁総合ホームページ改修に係る業務委託」関連文書 | | | | | | | | | | | | | | | | | 当該公文書は保存期間が3年又は1年の公文書であることから、廃棄済みであり、現在は存在しない。 | 戦略広報部戦略広報課 |
| 6 | R6.5.21 | R6.6.11 | (1) テレホンメモ（令和5年度版） (2) 報道機関の名簿（令和6年5月1日） (3) 夜間休日メーリングリスト（令和6年5月1日） | 7 | 1 | | | | | | | 1 | 1 | | | | | | | (7条2号) 個人に関する情報で特定の個人を識別することができるものであるため。 (7条3号) 法人の事業活動に関する情報であり、公にすることにより、不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せが大量又は無差別に行われるおそれがあり、各社がそれぞれ行う取材・報道活動に支障が生じると認められるため。 | 戦略広報部報道課 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|-----------|-----------|---|-----|---|--|--|---|---|---|---|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--------|
| 7 | R6. 5. 28 | R6. 6. 11 | 2024年5月28日、各マスコミで報道された都内52市区町村長が連名した小池都知事への立候補要請文に関して 上記要請文及び庁内の処理状況が分かる文書 上記要請文を提出にあたってのアポイントメント要請文及び東京都の回答が分かる文書 上記要請を受け取る際の都庁の部屋の予約状況が分かる文書 上記要請を受け取る際のプレスリリース文、記者会見部屋の予約状況及び記者の質問内容が分かる文書及び取材記者一覧 | | | | | | | | | | | | | | | | | 請求にかかる文書を作成及び取得しておらず、存在しないため。 | 総務部総務課 |
| 8 | R6. 4. 13 | R6. 6. 12 | (1) 令和4年10月18日付4政外管第389号知事の海外出張（エジプト・アラブ共和国）について (2) 令和4年11月2日付4政外管第435号知事の海外出張（エジプト・アラブ共和国）の変更について (3) 支出命令書（00109-01） (4) 令和4年12月14日付4政外管第480号知事の海外出張（エジプト・アラブ共和国）に係る旅費の支出（追給）について (5) 支出命令書（00149-01） (6) 支出命令書（00118-01） (7) 令和4年10月26日付4政外管第415号知事の海外出張（エジプト・アラブ共和国）に係る通訳雇上げ代金の支出について (8) 支出命令書（00119-01） (9) 令和4年10月26日付4政外管第332号知事の海外出張（エジプト・アラブ共和国）に係る現地経費の支出について (10) 支出命令書（00124-01） (11) 令和4年10月26日付4政外管第419号知事の海外出張（エジプト・アラブ共和国）に係る現地経費の支出について（その2） (12) 支出命令書（00123-01） (13) 令和4年10月26日付4政外管第416号知事の海外出張（エジプト・アラブ共和国）に係る海外用携帯電話費用の支出について (14) 支出命令書（00117-01） (15) 令和4年11月4日付4政外管第439号知事の海外出張（エジプト・アラブ共和国）に係る通訳雇上げ代金の支出について（シャルム・エル・シェイク） (16) 支出命令書（00131-01） (17) 令和4年10月24日付4政総企契第819号モバイルWi-Fiルーターの借入れ | 132 | 1 | | | | | | | | | | | | | | | 外務部管理課 | |
| 9 | R6. 4. 13 | R6. 6. 12 | (1) 令和4年10月25日付4政外管第412号知事の海外出張（エジプト・アラブ共和国）に係る旅費の支出について (2) 調定額通知書（精算整理番号00087） (3) 令和4年10月26日付4政外管第414号知事の海外出張（エジプト・アラブ共和国）に係る車両・現地案内人の支出について (4) 調定額通知書（精算整理番号00098） (5) 調定額通知書（精算整理番号00099） (6) 調定額通知書（精算整理番号00108） (7) 調定額通知書（精算整理番号00109） (8) 調定額通知書（精算整理番号00110） (9) 調定額通知書（精算整理番号00107） (10) 調定額通知書（精算整理番号00097） (11) 調定額通知書（精算整理番号00113） (12) 令和4年10月24日付4政外管第410号モバイルWi-Fiルーターの借入れ (13) 令和4年10月31日付4政総企契第819号の2モバイルWi-Fiルーターの借入れ (14) 支出命令書（00147-01） | 234 | 1 | | | 1 | 1 | 1 | 1 | | | | | | | | | (7条2号)個人に関する情報で特定の個人を識別することができるため。 (7条3号)支払先事業者に係る内部管理情報であり、公にすることにより、契約先事業者の事業運営上の地位が損なわれると認められるため。 (7条4号)公にすることにより、偽造等による犯罪の予防に支障を及ぼすおそれがあるため。 (7条6号)不特定多数の者から本来の業務目的以外の問合せが大量又は無差別に行われるおそれがあり、当該職員の事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため。 | 外務部管理課 |

